

2023 年度版 **1** 級公式テキスト 【正誤表】

2023 年 8 月 31 日現在

ページ	訂正箇所	本書の記述（誤）	訂正後（正）
P44	Case 1 表題	企業取引の法務(1)=代理関 <u>運</u>	企業取引の法務(1)=代理関 <u>連</u>
P63	Case5 問題文 4 行目～5 行 目	X社はオフィススペースが手狭になったことから、Y社より築 20 年のビルを購入した。購入したビルは竣工以来Y社が所有しており、一部Y社が自己使用し、残りのスペースを賃貸していたが、X社は購入後、本ビルに入居しているテナントの賃貸借契約関係をY社からすべて引き継ぎ、Y社の使用していたスペースを自ら使用することになった。 <u>Xが提示した契約書は以下のものである。</u>	X社はオフィススペースが手狭になったことから、Y社より築 20 年のビルを購入した。購入したビルは竣工以来Y社が所有しており、一部Y社が自己使用し、残りのスペースを賃貸していたが、X社は購入後、本ビルに入居しているテナントの賃貸借契約関係をY社からすべて引き継ぎ、Y社の使用していたスペースを自ら使用することになった。 <u>(3 文目削除)</u>
P376	Case41 論点の解説 1. (1) 3 行目～5 行 目	賃料債権は抵当権の対象不動産の価値代替物といえるか、民法 304 条 1 項但書の「払渡し又は引渡しの前」に <u>Y社</u> の債権譲渡が含まれるか否かが論点である。	賃料債権は抵当権の対象不動産の価値代替物といえるか、民法 304 条 1 項但書の「払渡し又は引渡しの前」に <u>A社</u> の債権譲渡が含まれるか否かが論点である。
P396	Case44 参考答案 I. 1. 4 行目～5 行 目	しかし、甲事業は、B社の事業の全部ではないと認められるので、株主総会決議は不要である（会社法 467 条 1 項 <u>2号</u> ）。	しかし、甲事業は、B社の事業の全部ではないと認められるので、株主総会決議は不要である（会社法 467 条 1 項 <u>3号</u> ）。